

浜松湖西豊橋道路の環境影響評価方法書(案)について

○方法書とは、都市計画対象事業に係る環境影響評価を行う方法（調査、予測及び評価に係るものに限る。）について、法令に定められた以下の事項を記載したものです。

方法書の構成（環境影響評価法第5条第1項、国土交通省令※第17条等）

1. 都市計画対象道路事業の名称

2. 都市計画決定権者の名称

3. 都市計画対象道路事業の目的及び内容

- (1) 都市計画対象道路事業の種類
- (2) 都市計画対象道路事業実施区域の位置
- (3) 都市計画対象道路事業の規模
- (4) 都市計画対象道路事業に係る道路の車線の数
- (5) 都市計画対象道路事業に係る道路の設計速度
- (6) その他、都市計画対象道路事業の内容に関する事項（既決定内容に限る）

4. 都市計画対象道路事業実施区域及びその周囲の概況

5. 計画段階環境配慮書における調査、予測及び評価の結果

6. 計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

7. 計画段階環境配慮書の案又は配慮書についての意見と見解

8. 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■ 環境影響評価方法書 (案)

(仮称) 浜松湖西豊橋道路 (愛知県区間)

環境影響評価方法書

令和6年 月

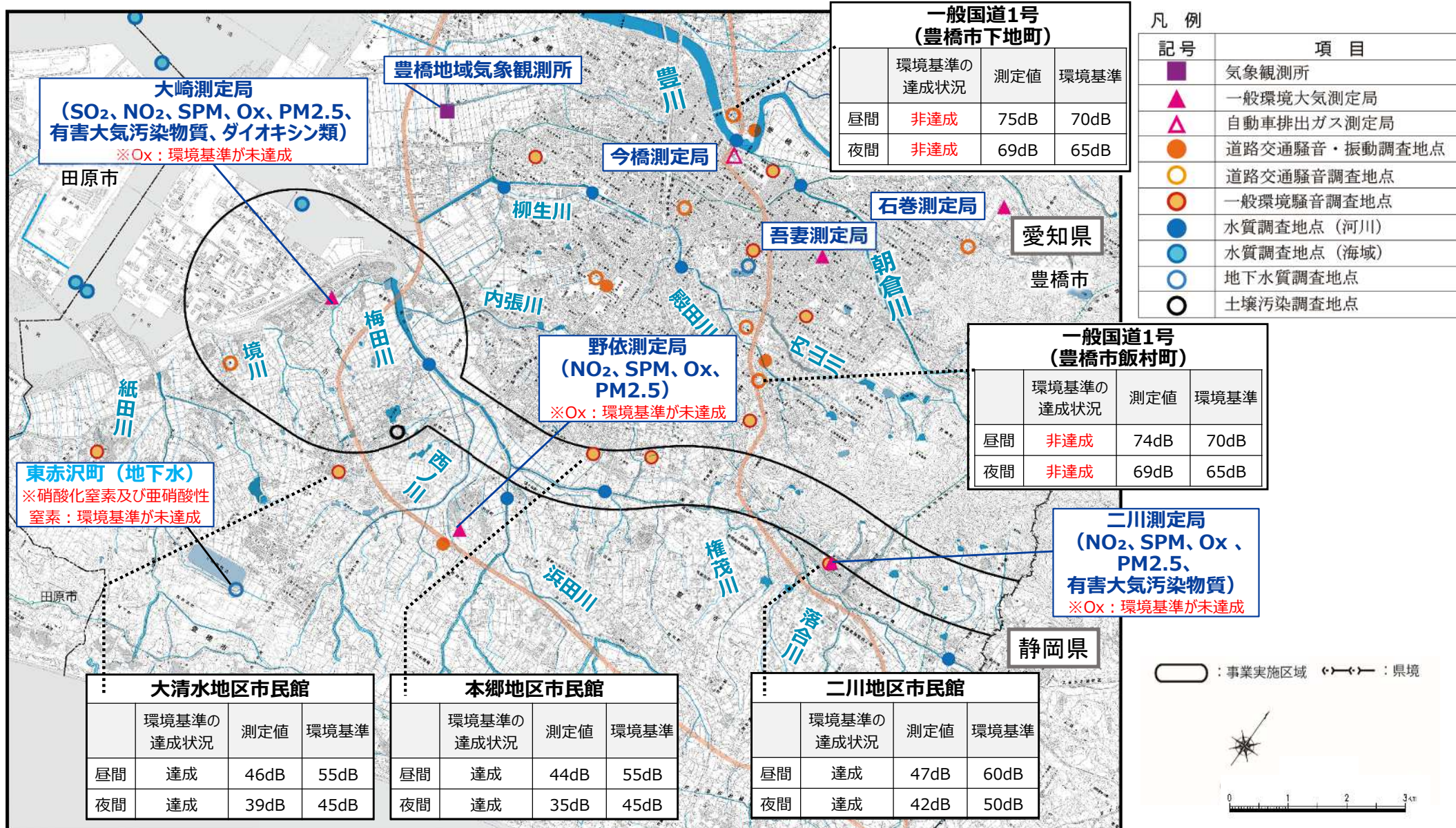
愛 知 県

事業の名称	(仮称) 浜松湖西豊橋道路 ※1	
都市計画決定権者の名称	愛知県	
	代表者の氏名	愛知県知事 大村 秀章
	住 所	愛知県名古屋市中区三の丸三丁目1番2号
事業の種類	高速自動車国道 または 一般国道 (自動車専用道路) の新設	
事業実施区域の位置	愛知県側 起点：静岡県と愛知県の県境 終点：愛知県豊橋市	
	位 置：次ページのとおり	
事業の規模	延 長：愛知県側 約13km	
道路の車線の数	4車線	
道路の設計速度	80km/h	
その他	道路区分 (種級)	第1種第3級 (自動車専用道路)
	構造の概要	地表式、掘割式、嵩上式、地下式
	IC・JCTの設置	計画有り
	休憩施設の設置	計画無し

※1: 都市計画道路としての名称が未定であるため、仮称と付記しています。

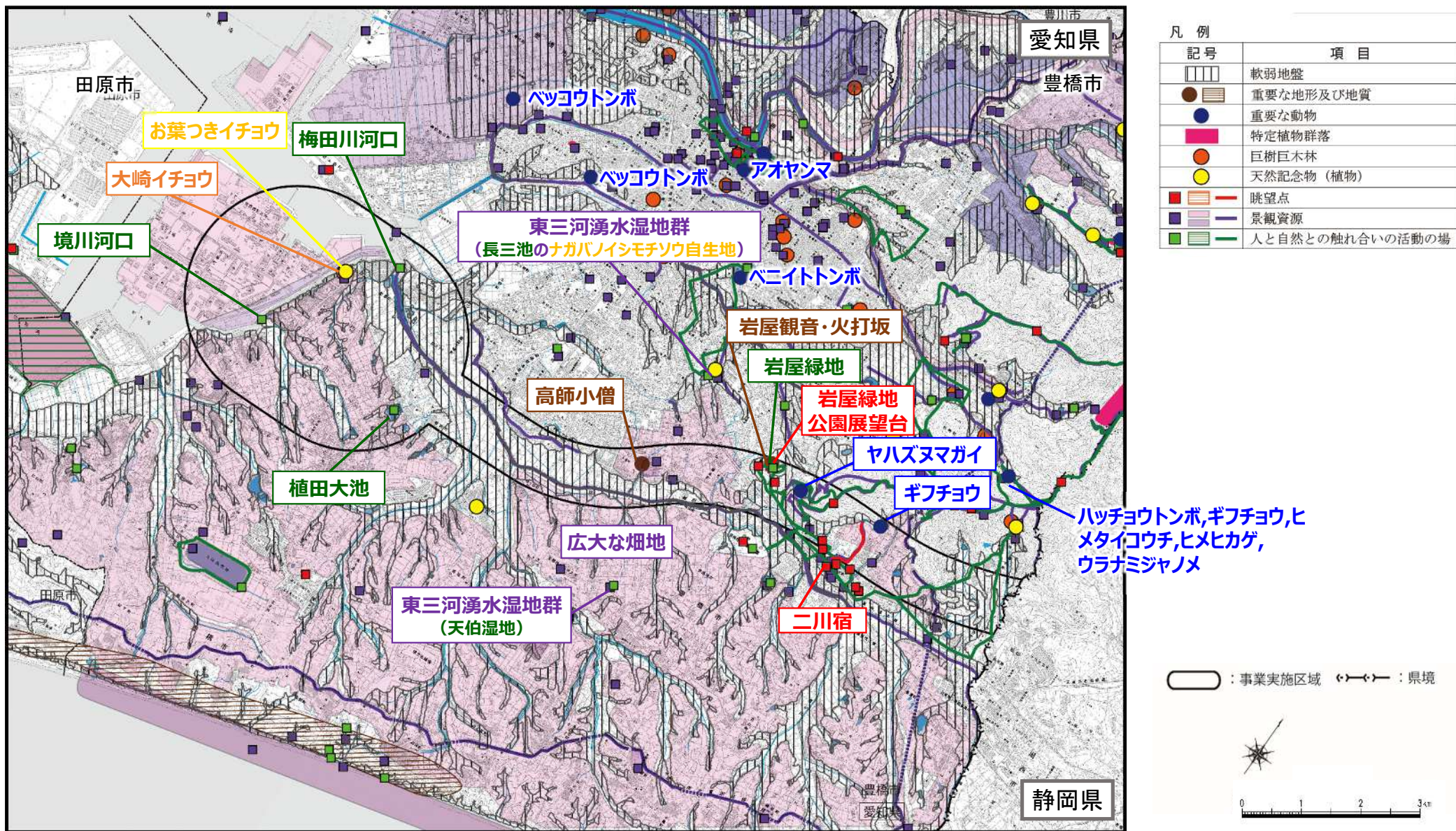
■ 自然的状況 [生活環境(気象・大気質・騒音・振動・水象・水質・地下水質・土壌汚染)]

○大気、騒音、振動、水質、地下水、土壌汚染の既往調査では、一部の道路交通騒音、光化学オキシダント、地下水質を除き、環境基準、要請限度、指針値を達成しています。



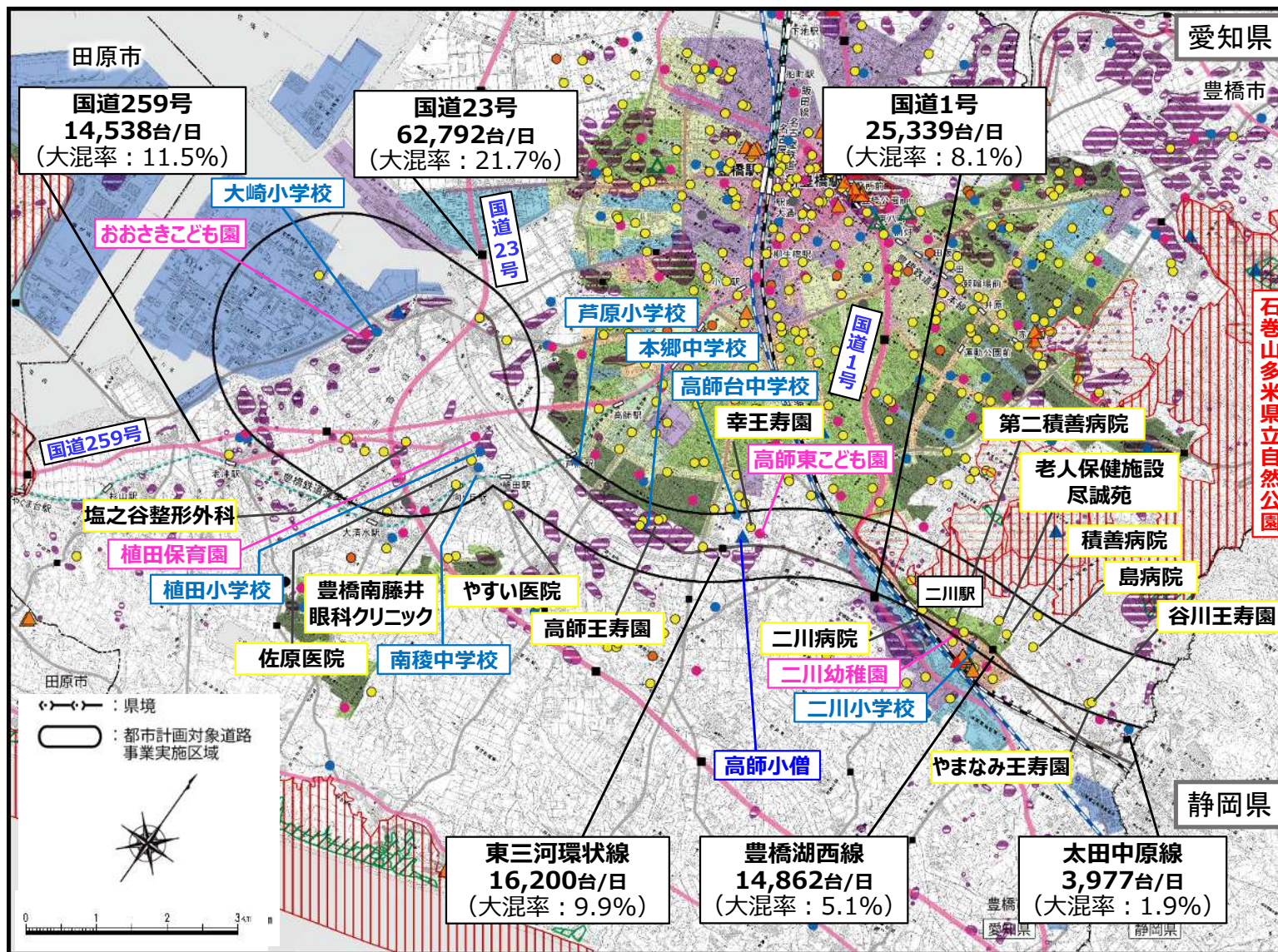
■ 自然的状況 [自然環境 (地盤・地形及び地質・動物・植物・生態系、景観・人と自然との触れ合いの活動の場)]

○実施区域には、軟弱地盤、重要な地形及び地質「高師小僧」「岩屋観音・火打坂」、重要な動物「ギフチョウ」、重要な植物「大崎イチョウ」他、景観の眺望点「岩屋緑地公園展望台」他、景観資源「広大な畑地」他、触れ合い活動の場「岩屋緑地」他が存在します。



■ 社会的状況 [用途地域、交通の状況、文化財、環境の保全についての配慮が特に必要な施設]

○実施区域には、二川駅周辺に用途地域、風致地区、一般国道1号、JR新幹線、多くの病院等が存在するほか、天然記念物（地質）「高師小僧」、埋蔵文化財包蔵地、石巻山多米県立自然公園が存在します。



凡例

[Green Box]	第一種低層住居専用地域
[Light Green Box]	第二種低層住居専用地域
[Light Green Box]	第一種中高層住居専用地域
[Light Green Box]	第二種中高層住居専用地域
[Light Green Box]	第一種住居地域
[Light Green Box]	第二種住居地域
[Light Green Box]	準住居地域
[Light Green Box]	近隣商業地域
[Light Green Box]	商業地域
[Light Green Box]	準工業地域
[Light Green Box]	工業地域
[Light Green Box]	工業専用地域
[Black Square]	交通量観測位置
[Red Line]	一般国道
[Black Line]	主要地方道・県道
[Blue Line]	鉄道
[Blue Circle]	小学校、中学校
[Orange Circle]	高等学校、大学等
[Black Circle]	図書館
[Pink Circle]	幼稚園、保育園、認定こども園
[Yellow Circle]	病院、診療所、福祉施設
[Red Triangle]	史跡
[Blue Triangle]	天然記念物
[Orange Triangle]	建造物
[Green Triangle]	民俗文化財
[Purple Hatched Box]	埋蔵文化財包蔵地
[Red Hatched Box]	自然公園
[Red Hatched Box]	風致地区
[Green Hatched Box]	保安林

注) 交通量の出典：
令和3年度 全国道路・街路交通情勢調査

計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

(1/3)

環境要素	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
総論 (対象事業実施区域等) の設定	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ<u>環境の保全上重要な以下の施設等への影響を回避又は極力低減</u>すること。 ア. 学校及び病院その他の環境の保全についての配慮が特に必要な施設並びに住居（以下「住居等」という。） イ. 森林法に基づき指定された保安林 ウ. 静岡県立自然公園条例に基づき指定された浜名湖県立自然公園、愛知県立自然公園条例に基づき指定された石巻山多米県立自然公園 エ. 主要な河川、水源地、東三河渥美半島湧水湿地群（東三河湧水湿地群・天伯湿地） オ. 重要な地形及び地質 カ. 鳥獣保護区、自然環境保全法（昭和47年法律第85号）に基づく自然環境保全基礎調査の第6・7回調査（植生調査）において自然度が高いとされた植生、巨樹・巨木林 キ. 景観法（平成16年法律第110号）に基づく景観計画区域、湖西市新居関所周辺地区景観条例（平成22年条例115号）に基づく新居関所周辺地区、豊橋市まちづくり景観条例（平成4年条例第57号）に基づく二川宿景観形成地区、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場 ク. 史跡、名勝、天然記念物及び文化財 	<ul style="list-style-type: none"> ・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、各論での指摘を踏まえつつ<u>環境の保全上重要な施設等への影響を回避又は極力低減</u>します。
総論 環境影響評価の項目の選定等	<ul style="list-style-type: none"> ・今後設定する対象事業実施区域及びその周辺において、上記の環境の保全上重要な施設等が存在する場合には、環境影響評価の項目の選定に当たって考慮するものとし、本事業に伴い影響を受けるおそれのある大気質、騒音、振動、水質、地形、地質、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場及び廃棄物等その他環境要素に係る項目から、<u>環境影響評価の項目を適切に選定</u>すること。 ・また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の検討において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ、適切に環境保全措置を検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> ・環境影響評価の項目は、事業特性及び地域特性を踏まえ、適切に選定しました。 ・なお、本事業に伴い影響を受けるおそれのある項目として、<u>大気質、騒音、振動、低周波音、水質、地下水の水位、河川、地形及び地質、地盤、日照障害、動物、植物、生態系、景観、人と自然との触れ合いの活動の場、地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況、廃棄物等、温室効果ガス等を選定</u>しました。 ・また、今後、本事業において連絡道路が計画され、それにより本事業の実施に伴う環境影響に追加的な影響が生ずるおそれがある場合は、方法書以降の検討において、連絡道路の存在・供用を前提とした調査、予測及び評価を行います。

計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

(2/3)

環境要素	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
大気環境	<ul style="list-style-type: none"> 想定区域及びその周辺には、住居等が存在しているほか、想定区域及びその周辺の自動車交通騒音が一部環境基準を超過している。特に、案①及び案②のルート帯は、人口集中地区の一部を通過することから、人口集中地区を回避する案③に比べ、自動車の走行に係る大気への影響、騒音等の増加による沿道地域への環境影響が懸念される。このため、事業計画の今後の検討に当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の事業計画の検討に当たっては、自動車の走行に係る大気質、騒音等の住居等への影響を回避又は極力低減するよう慎重に検討します。
水環境	<ul style="list-style-type: none"> 想定区域の一部は、森林法に基づき指定された水源かん養保安林となっている。トンネル構造の区間を設ける場合には、地下水の坑内への流出やトンネル内への漏水等による周辺地域における水源等の減水や枯渇等への影響を回避・低減するため、水道や農業用水等の水源の位置及び使用状況を十分把握するとともに、必要に応じて理論モデルによる計算又は数値シミュレーションなどの手法により定量的な予測を実施すること。また、土工量を抑制し、地下水への影響を回避又は極力低減する位置及び工法の採用により、地下水、河川流量等への影響を回避又は極力低減すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たり、トンネル構造の区間を設ける場合には、水源等に対する地下水環境や河川流量等への影響に配慮します。 また、方法書以降の検討において、地下水の影響を適切に把握するための調査を実施し、その結果を踏まえ必要に応じて定量的な予測を行います。
動物及び生態系	<ul style="list-style-type: none"> 想定区域の一部は、浜名湖県立自然公園、石巻山多米県立自然公園の第3種特別地域、普通地域となっている。また、想定区域及びその周辺では、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成4年法律第75号）に基づく国内希少種に指定されているイヌワシ等の生息が確認されており、イヌワシ等の猛禽類への影響も懸念される。これら重要な動植物への影響を回避又は低減するため、詳細なルート・構造の検討に当たっては、これらの生息・生育地に十分配慮するとともに、方法書以降の検討においては、学識経験者からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討すること。 特に、希少猛禽類については、希少猛禽類の営巣中心域や高利用域といった繁殖に重要な地域への影響を可能な限り回避又は低減すること。また、「猛禽類保護の進め方（改訂版）」（平成24年12月、環境省）等を踏まえて調査、予測及び評価を実施すること。さらに、全てのルート帯には、自然環境保全法に基づく自然環境保全基礎調査の第6回・7回調査（植生調査）において植生自然度が高いとされた植生等が存在している。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、本事業の実施に伴う自然環境への影響を慎重に検討し、これらの重要な自然環境の直接改変及び分断を回避又は極力低減すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、希少猛禽類や植生自然度が高い植生等を含む重要な動植物の生息・生育地に十分配慮します。 また、方法書以降の検討においては、専門家等からの助言を踏まえて調査、予測及び評価を行い、その結果を踏まえ環境保全措置を検討します。

計画段階環境配慮書についての国土交通大臣意見と都市計画決定権者の見解

(3/3)

環境要素	国土交通大臣からの意見	都市計画決定権者の見解
<p>景観及び人と自然との触れ合いの活動の場</p>	<p>・想定区域の一部は、浜名湖県立自然公園、石巻山多米県立自然公園の第3種特別地域、普通地域となっている。また、景観法に基づく景観計画区域、湖西市新居関所周辺地区景観条例に基づく新居関所周辺地区、豊橋市まちづくり景観条例に基づく二川宿景観形成地区等が存在することから、これらの眺望点からの重要な眺望景観及び人と自然との触れ合いの活動の場への影響が懸念される。このため、詳細なルート及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の<u>景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮</u>すること。</p>	<p>・今後の詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、景観資源、眺望点及び人と自然との触れ合いの活動の場の直接改変を回避又は極力低減するとともに、本地域の<u>景観との調和を図り、人と自然との触れ合い活動の場の機能を低下させないよう配慮</u>します。</p>
<p>廃棄物等</p>	<p>ア． 廃棄物について 本事業の実施により廃棄物が多く発生するおそれがある。このため、今後の検討に当たっては、本事業の実施に伴い発生する<u>廃棄物の発生量を極力抑制</u>すること。また、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど<u>適正な処理を行う計画</u>とすること。</p> <p>イ． 建設発生土について 本事業の実施に伴う土地改変、掘削等により建設発生土が多く発生するおそれがある。このため、詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、<u>建設発生土の発生量を極力抑制</u>すること。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど<u>適正な処理を行う計画</u>とすること。</p>	<p>ア． 廃棄物について 本事業の実施に伴い発生する<u>廃棄物については極力抑制</u>し、やむを得ず発生する廃棄物については、可能な限り再生利用を図るなど<u>適正な処理を行う計画</u>とします。</p> <p>イ． 建設発生土について 詳細なルートの位置及び道路構造の検討に当たっては、土工量を抑制する位置及び工法の採用等により土量バランスを考慮した上で、<u>建設発生土の発生量を極力抑制</u>します。また、やむを得ず発生する建設発生土については、可能な限り再生資源として利用を図るなど<u>適正な処理を行う計画</u>とします。</p>
<p>温室効果ガス</p>	<p>・<u>工事に伴う温室効果ガス</u>をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の<u>環境保全措置を検討</u>すること。また、「2050年カーボンニュートラル」の実現に向けた、「地球温暖化対策計画」（令和3年10月22日閣議決定）や「パリ協定に基づく成長戦略としての長期戦略」（令和3年10月22日閣議決定）等を踏まえつつ、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の方針を考慮し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、<u>道路照明の省エネ化等の取組</u>について検討を進めること。</p>	<p>・<u>工事に伴う温室効果ガス</u>の発生をできる限り削減するよう、工事における省エネルギー化の推進や再生可能エネルギーの利用等の<u>環境保全措置を検討</u>します。</p> <p>・また、道路交通流対策、物流の効率化等の道路交通政策全体の方針を考慮し、必要に応じて本事業の計画に反映するとともに、<u>道路照明の省エネ化等の取組について事業実施段階において</u>検討を進めます。</p>
<p>地域住民等への説明及び関係機関との連携</p>	<p>・本事業は、長期間にわたって工事の実施が想定されることから、本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、<u>地域住民等に対し丁寧に説明</u>すること。また、本事業の推進に当たっては、<u>関係機関等と調整</u>を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施すること。</p>	<p>・本事業の実施に伴う環境影響及び環境保全措置の内容について、<u>地域住民等に対し丁寧に説明</u>を行います。</p> <p>・また、本事業の推進にあたっては、<u>関係機関等と調整</u>を十分に行い、方法書以降の環境影響評価手続を実施していきます。</p>

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

○ 配慮書について、愛知県知事から6件の意見があり、都市計画決定権者の見解(案)は、意見の通りに対応する方針で作成しました。

地方公共団体の長	項目	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
愛知県知事	全般的事項	・配慮書において設定された <u>複数案を絞り込んだ経緯及びその内容</u> について、 <u>方法書において丁寧に記載</u> すること。	・配慮書において設定された <u>複数案を絞り込んだ経緯及びその内容</u> について、 <u>方法書第3章第3節及び第5章</u> において丁寧に記載しました。
		・事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、 <u>環境影響をできる限り回避、低減</u> すること。	・事業計画の検討に当たっては、環境の保全に関する最新の知見を踏まえ、 <u>環境影響をできる限り回避、低減</u> します。
	騒音及び大気質	・道路の新設又は拡幅により、自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動による生活環境への影響が懸念される。 このため、生活環境への影響に配慮した事業計画とするとともに、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法を検討</u> すること。	・生活環境への影響に配慮した事業計画としていくとともに、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討し、 <u>方法書第8章に記載</u> しました。
	地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との活動の場	・案①は重要な地形及び地質、動物の重要な種の生息地、県立自然公園、主要な眺望点、景観資源並びに人と自然との触れ合いの活動の場を、案②は重要湿地及び人と自然との触れ合いの活動の場を通過するルート帯となっていることから、これらへの影響が懸念される。 このため、地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画とするとともに、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法を検討</u> すること。	・地形及び地質、動物、植物、生態系、景観並びに人と自然との触れ合いの活動の場への影響に配慮した事業計画としていくとともに、 <u>適切な調査、予測及び評価の手法</u> を検討し、 <u>方法書第8章に記載</u> しました。
	その他	・配慮書の案において、環境影響評価法に規定する事業実施想定区域及びその周囲の概況並びに計画段階配慮事項の検討に係る調査及び予測の結果が具体的に記載されていないことから、住民等の意見聴取がきめ細やかに実施されていないと考えられる。 また、本配慮書においても、これらの事項が具体的に記載されていない。 このため、方法書以降の手続においては、事業実施区域及びその周囲の概況並びに <u>調査及び予測の結果を具体的に図書</u> に記載した上で、 <u>環境の保全の見地からの意見を求める</u> こと。 ・方法書以降の図書の作成に当たっては、 <u>配慮書の案に対する住民等の意見に配慮</u> するとともに、 <u>わかりやすい図書</u> となるよう努めること。	・ <u>方法書では事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の手法を、準備書以降の手続きでは事業実施区域及びその周囲の概況並びに調査及び予測の結果を具体的に図書に記載した上で、環境の保全の見地からの意見を求めます。</u> ・方法書以降の図書の作成に当たっては、 <u>配慮書の案に対する住民等の意見に配慮</u> するとともに、 <u>わかりやすい図書</u> となるよう努めます。

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

○ 配慮書について、豊橋市長から12件の意見があり、都市計画決定権者の見解（案）は、意見の通りに対応する方針で作成しました。

地方公共団体の長	項目	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
豊橋市長	騒音及び振動	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行に伴い、大気質、騒音及び振動などの影響が考えられることから、必要に応じて防音壁を設置するなど、適切な処置を検討・実施し、<u>生活環境の保全に努める</u>こと。 	<ul style="list-style-type: none"> 自動車の走行に伴う大気質、騒音及び振動、低周波音の影響が考えられることから、必要に応じて防音壁を設置するなど、適切な処置を検討・実施し、<u>生活環境の保全に努めます</u>。
		<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院、保育園その他の<u>特に静穏を必要とする施設が存在する地域</u>については、工事期間も含めて、騒音・振動などによる影響を<u>可能な限り回避・低減</u>するよう努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 学校、病院、保育園その他の<u>特に静穏を必要とする施設が存在する地域</u>については、工事期間も含めて、騒音・振動などによる影響を<u>可能な限り回避・低減</u>するよう努めます。
	動植物	<ul style="list-style-type: none"> 事業実施想定区域に、<u>自然公園区域</u>、その他の<u>希少野生動植物種</u>が存在する地域、<u>自然歩道</u>など人と自然との触れ合いの活動の場が含まれることから、これらへの影響を<u>可能な限り回避、低減</u>する事業計画を策定すること。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>自然公園区域</u>、その他の<u>希少野生動植物種</u>が存在する地域、<u>自然歩道</u>など人と自然との触れ合いの活動の場への影響を<u>可能な限り回避、低減</u>する事業計画を策定していきます。
		<ul style="list-style-type: none"> 豊橋市大岩町に生息する希少種である<u>ヤハズヌマガイ</u>について、必要な情報収集を適切に実施するとともに、<u>可能な限り影響を与えないように配慮</u>すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 豊橋市大岩町に生息する希少種である<u>ヤハズヌマガイ</u>について、文献調査や有識者のから意見を適宜聴取した上で現地調査を行い、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、<u>可能な限り影響を与えないように配慮</u>します。
		<ul style="list-style-type: none"> <u>希少植物の分布状況</u>などについては、公表による採取リスクを避けるため、<u>詳細な位置等を非公表</u>として取り扱っている場合があることから、<u>市担当者又は有識者の意見を適宜聴取</u>すること。 	<ul style="list-style-type: none"> <u>希少植物の分布状況</u>などについては、公表による採取リスクを避けるため、<u>詳細な位置等を非公表</u>として取り扱っている場合があるものについて、<u>市担当者又は有識者の意見を適宜聴取</u>して、適切に環境影響評価を行います。

計画段階環境配慮書の案又は計画段階環境配慮書についての意見と見解

■ 関係する地方公共団体の長からの意見と都市計画決定権者の見解

地方公共団体の長	項目	地方公共団体の長からの意見	都市計画決定権者の見解
豊橋市長	景観	<ul style="list-style-type: none"> 今後の各検討段階において、令和3年4月に策定した<u>豊橋市景観計画</u>に沿った<u>景観配慮</u>に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の各検討段階において、令和3年4月に策定した<u>豊橋市景観計画</u>に沿った<u>景観配慮</u>に努めます。
	等の重要保護湿地	<ul style="list-style-type: none"> 重要湿地である「<u>東三河・渥美半島湧水湿地群</u>」及びこれらに流入する水脈について、必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの<u>保護に努める</u>こと。 	<ul style="list-style-type: none"> 重要湿地である「<u>東三河・渥美半島湧水湿地群</u>」及びこれらに流入する水脈について、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの<u>保護に努めます</u>。
		<ul style="list-style-type: none"> 計画予定地周辺には、高師小僧をはじめとした<u>天然記念物</u>若しくは<u>巨木</u>又は<u>重要文化財等</u>が多数存在することから、必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの<u>保護に努める</u>こと。 	<ul style="list-style-type: none"> 実施区域及びその周辺に存在する高師小僧をはじめとした<u>天然記念物</u>若しくは<u>巨木</u>又は<u>重要文化財等</u>について、環境影響評価に必要な情報収集を適切に実施するとともに、これらの<u>保護に努めます</u>。
	その他	<ul style="list-style-type: none"> 計画段階環境配慮事項に係る調査について、文献調査等が十分でないところがあると考えられることから、今後は<u>市担当者や有識者から必要な情報を入手</u>するなど、適切な情報収集に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 文献調査等について、<u>引き続き市担当者や有識者から環境影響評価に必要な情報を入手</u>するなど、適切な情報収集に努めます。
		<ul style="list-style-type: none"> 今後の各検討段階において、<u>市担当者と十分に協議</u>を行うとともに、<u>法的に必要な手続き</u>を適切に実施すること。 	<ul style="list-style-type: none"> 今後の各検討段階において、<u>市担当者と十分に協議</u>を行うとともに、<u>法的に必要な手続き</u>を適切に実施します。
		<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価方法書以降の図書の作成にあたっては、環境影響評価法及び関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、<u>市民及び関係者の意見</u>も踏まえつつ、<u>適切な予測及び評価</u>に努めること。 	<ul style="list-style-type: none"> 方法書以降の図書の作成にあたっては、環境影響評価法及び関係法令の規定に従い、周辺環境に与える影響について、<u>市民及び関係者の意見</u>も踏まえつつ、<u>適切な予測及び評価</u>に努めます。
<ul style="list-style-type: none"> 環境影響評価方法書以降の図書の作成にあたっては、<u>丁寧かつわかりやすい図書</u>の作成に努めるとともに、<u>市民等へ丁寧かつ十分な情報発信</u>に努めること。 		<ul style="list-style-type: none"> 方法書以降の図書の作成にあたっては、<u>丁寧かつわかりやすい図書</u>の作成に努めるとともに、環境影響評価法に基づき、<u>市民等へ丁寧かつ十分な情報発信</u>に努めます。 	

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■ 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目

○環境影響評価の項目は、**国土交通省令に基づき、愛知県環境影響評価指針等**を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

環境要素の区分		影響要因の区分		工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用				事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由		
				建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工事用道路等の設置	掘削工事、トンネル工事の実施	道路(地表式又は掘割式)の存在	道路(高上式)の存在	道路(地下式)の存在	自動車の走行			
環境の自然的構成要素の良好な状態の保持を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	大気環境	大気質	二酸化窒素 浮遊粒子状物質	●	●									○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用（自動車の走行）に係る二酸化窒素及び浮遊粒子状物質による影響が考えられます。	
			粉じん等	○	○											住居等が存在するため、工事の実施に係る粉じん等による影響が考えられます。
		騒音	騒音	○	○										○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る騒音による影響が考えられます。
		振動	振動	○	○										○	住居等が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る振動による影響が考えられます。
		低周波音	低周波音												●	住居等が存在し、かつその周辺の対象道路のうち一部の区間について 高上式（橋もしくは高架構造） で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る低周波音による影響が考えられます。
	水環境	水質	水の濁り				●									公共用水域が存在するため、 工事の実施に係る水質（水の濁り） への影響が考えられます。
		地下水の水位	地下水の水位						■	■	■					住居等が存在し、かつその周辺の対象道路のうち一部の区間について 地表式又は掘割式、地下式 で計画しているため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る地下水の水位に対する影響が考えられます。
		河川	河川の変化						■	■	■					住居等が存在し、かつその周辺の対象道路のうち一部の区間について 地表式又は掘割式、地下式 で計画しているため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る河川の変化に対する影響が考えられます。
	土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質					○				○				重要な地形及び地質が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る重要な地形及び地質への影響が考えられます。
		地盤	地盤沈下							●	●	●				住居等及び軟弱地盤帯等が存在し、かつ対象道路のうち一部の区間について 地表式又は掘割式、地下式 で計画しているため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る地盤沈下による影響が考えられます。
その他の環境要素		日照阻害										○			住居等が存在し、かつ対象道路のうち一部の区間について 高上式（橋もしくは高架構造） で計画しているため、土地又は工作物の存在及び供用に係る日照阻害の影響が考えられます。	

注1) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されている参考項目以外の項目、“■”印は愛知県環境影響評価指針等に示されている項目、太枠“印”は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■ 都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目

影響要因の区分			工事の実施						土地又は工作物の存在及び供用		事業特性・地域特性を踏まえた項目選定の理由
			建設機械の稼働	資材及び機械の運搬に用いる車両の運行	切土工等又は既存の工作物の除去	工事施工ヤードの設置	工用道路等の設置	掘削工事、トンネル工事の実施	道路(地表式又は掘削式)の存在	道路(高上式)の存在	
環境要素の区分											
生物の多様性の確保及び自然環境の体系的保全を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	動物	重要な種及び注目すべき生息地	●			○	●	○	●		重要な種の生息環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る動物(重要な種)への影響が考えられます。
	植物	重要な種及び群落				○	●	○	●		重要な種の生育環境が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る植物(重要な種)への影響が考えられます。
	生態系	地域を特徴づける生態系	●			○	●	○	●		地域を特徴づける生態系を構成する動物・植物の生息・生育基盤が存在するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る生態系(地域を特徴づける生態系)への影響が考えられます。
人と自然との豊かな触れ合いの確保を旨として調査、予測及び評価されるべき環境要素	景観	主要な眺望点及び景観資源並びに主要な眺望景観				●		○			主要な眺望点及び景観資源が存在し、なおかつ県立自然公園を通過するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な眺望景観への影響が考えられます。
		人と自然との触れ合いの活動の場				●		○		●	主要な人と自然との触れ合いの活動の場が存在し、なおかつ県立自然公園を通過するため、工事の実施及び土地又は工作物の存在及び供用に係る主要な人と自然との触れ合いの活動の場への影響が考えられます。
		地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況				■				■	文化財保護条例等に基づく指定文化財及び埋蔵文化財が存在するため、工事の実施に係る文化財への影響が考えられます。また、土地又は工作物の存在及び供用に係る日照阻害、地下水の変化、排気ガスによる植物の天然記念物への影響が考えられます。(※植物の天然記念物：愛知県側の「お葉つきイチョウ」、静岡県側の「玉洞寺のサザンカ」「トキワマンサク北限群生地」)
環境への負荷の量により予測及び評価されるべき環境要素	廃棄物等	建設工事に伴う副産物			○						工事の実施に伴い発生する建設副産物を事業実施区域外へ搬出することを想定しているため、工事の実施に係る廃棄物等の影響が考えられます。
	温室効果ガス等	温室効果ガス等	■								工事の実施に伴い温室効果ガス等(二酸化炭素)が発生するため、工事の実施に係る温室効果ガス等の影響が考えられます。

注1) 表中の“○”印は国土交通省令に示されている参考項目、“●”印は国土交通省令に示されていない参考項目以外の項目、“■”印は愛知県環境影響評価指針等に示されている項目、太枠“印”は計画段階環境配慮書で選定された計画段階環境配慮事項に準ずる項目を示す。

都市計画対象道路事業に係る環境影響評価の項目並びに調査、予測及び評価の手法

■ 環境影響評価の調査、予測及び評価の手法

○調査、予測及び評価の手法は、国土交通省令に基づき、道路環境影響評価の技術手法（平成24・令和2年度版）に示される手法、並びに愛知県環境影響評価指針等に示される参考手法を参考として、事業特性及び地域特性を踏まえて選定しました。

環境要素の区分		調査の手法	予測の手法
大気環境	大気質	二酸化窒素・浮遊粒子状物質	拡散式を用いて、二酸化窒素、浮遊粒子状物質の濃度を予測
		粉じん等	事例の引用または解析により得られた経験式を用いて、季節別降下ばいじん量を予測
	騒音	騒音	音の伝搬理論に基づく予測式を用いて、騒音レベルを予測
	振動	振動	事例の引用又は解析等により得られた予測式を用いて、振動レベルを予測
	低周波音	低周波音	既存調査結果より導かれた予測式を用いて、低周波音圧レベルを予測
水環境	水質	水の濁り	類似事例を用いて推定する方法等による水の濁りの程度を予測
	地下水の水位	地下水の水位	事例の引用または理論的解析により地下水位、湧水量の変化を予測
	河川	河川の変化	事例の引用または理論的解析により河川流量、利水及び水面利用等への影響の程度を予測
土壌に係る環境 その他の環境	地形及び地質	重要な地形及び地質	土地の改変範囲と重要な地形・地質の分布範囲を重ね合わせにより重要な地形地質の改変の程度を予測
	地盤	地盤沈下	理論モデルによる計算または数値シミュレーションを用いて地盤沈下量を予測
その他の環境要素		日照阻害	日影図の作成により構造物による日影を予測
動物		重要な種及び注目すべき生息地	重要な種等の生息地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生息に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
植物		重要な種及び群落	重要な種等の生育地の消失・縮小する区間及びその程度を把握し、重要な種等の生育に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
生態系		地域を特徴づける生態系	注目種・群集の生息・生育基盤の消失・縮小する区間等及びその程度を把握し、生態系に及ぼす影響を科学的知見や類似事例を参考に予測
景観		主要な眺望点及び景観資源 並びに主要な眺望景観	主要な眺望点及び景観資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及びその程度を、またフォトモニタージュ法等の視覚的な表現方法により、主要な眺望景観の変化の程度を予測
人と自然との触れ 合いの活動の場		主要な人と自然との 触れ合いの活動の場	主要な人と自然との触れ合いの活動の場及び自然資源と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度、利用性の変化、快適性の変化等を予測
地域の歴史的文化的特性を生かした環境の状況			地域の歴史的文化的特性を生かした環境(文化財・天然記念物)と事業実施区域の重ね合わせにより改変の位置及び程度を予測
廃棄物等	建設工事に伴う副産物	資料調査	事業特性及び地域特性の情報を基に、廃棄物等の種類ごとの概略の発生及び処分の状況を予測
温室効果ガス等	温室効果ガス等	-	工事実施に伴う温室効果ガスの発生量を予測

評価の手法 ①事業者により実行可能な範囲内で回避又は低減、若しくは環境保全への配慮がなされているかについて見解を明らかにする
 ②法的な基準に適合しているか検討（※法令で評価基準または目標が示されている場合）